

## 東北の食の体験コンテンツ認定・発信業務 仕様書

**1 委託業務の名称**

東北の食の体験コンテンツ認定・発信業務

**2 委託期間**

契約締結の日から令和4年3月31日まで

**3 委託業務の目的**

東北のゲートウェイである仙台市及びその近郊において、東北の「食」の体験コンテンツを認定し、発信することで、東北の食への興味喚起と消費拡大を図るとともに、東北への周遊促進を図る。

**4 業務内容**

令和元年度の事業開始以降、2カ年で仙台市及び近郊の飲食店等40施設を「DELICIOUS TOHOKU」として認定。WEB及びSNS、パンフレット等を活用し、情報発信及びブランド化を行った。

事業最終年度の令和3年度は、これまでの取組みを継承しつつ、令和4年度以降の事業の自走化を目指し、次の業務を実施すること。

**(1) 東北の食の体験コンテンツ (DELICIOUS TOHOKU) 認定に向けた調査**

仙台市及び近隣市町村において、東北の食材を活用したり、東北の郷土料理を提供する飲食店、東北の食文化の体験が可能な観光施設、東北の食の魅力を発信するイベント等、東北の食の体験コンテンツ候補の情報収集及び分析を行うこと。

**(2) 東北の食の体験コンテンツ (DELICIOUS TOHOKU) の認定**

東北の食の体験コンテンツ候補のうち、新たに21以上のコンテンツを東北の食の体験コンテンツ (DELICIOUS TOHOKU) として認定し、ブランド化を図ること。

**(3) 東北の食の体験コンテンツ (DELICIOUS TOHOKU) のプロモーション**

本業務の目的を達成するため、WEB及びSNS、パンフレット等を活用した効果的な情報発信を実施すること。

また、東北の食の体験コンテンツを活用したキャンペーンを年3回以上実施し、事業の周知及び認定コンテンツの利用促進を図ること。なお、キャンペーンの企画にあたっては、コロナ禍であることを意識した内容とすること。(例：東北の食に関するオンラインツアーなど)

**(4) 事業効果の評価・検証**

事業の効果を評価・検証するため、認定コンテンツの利用者数及び利用額を把握するとともに、事業者ヒアリングを実施すること。

また、利用者アンケート等を実施し、課題とニーズを把握すること。

**(5) 相乗効果が期待できる取組**

上記の業務に加え、東北への誘客や周遊促進に繋がる取組みを実施すること。

なお、実施にあたっては対象地域内における観光関連団体(観光協会、DMO等)との連携

も考慮すること。

#### (6) 令和4年度以降の展開に向けた取組

本業務は令和3年度をもって事業期間が終了となるため、自主財源の確保等、令和4年度以降の事業継続に向けた仕組みを構築すること。

#### (7) 報告書の作成

上記の事業結果を取りまとめた上で、事業全体の報告書を作成し、指定する納入期限までに提出すること。

形式：A4

納入期限：令和4年3月31日

※上記報告書を収録した電子データ（PDF版）も提出すること。

### 5 業務実施にあたっての留意事項

本事業の実施にあたっては、随時報告し、協議しながら業務を進めること。

### 6 契約に関する条件等

#### (1) 著作権に関する事項

受注者は、成果物に係る著作権法第21条から第28条までに定める権利について、成果物の引渡し時に発注者に無償で譲渡するものとする。

また、本業務のために撮影した写真、イラスト等の著作物について、著作者人格権の主張を行わないものとする。

受注者及び発注者以外が著作権を有する写真・イラスト・地図等を使用する場合は、あらかじめ著作権を有する者へ使用の確認及び加工の許可等について書面で確認を行うことを原則とする。

#### (2) 機密の保持

受注者は、本業務（再委託をした場合を含む。）を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。また、本業務に関して知り得た情報の漏えい、滅失、き損の防止、その他適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。契約終了後もまた同様とする。

#### (3) 個人情報の保護

受注者は、本業務に関して取扱う個人情報について、事前に発注者の了解を得た場合を除き、原則として、複写、複製しないこととする。また、本業務に関連する個人情報は、使用后速やかに処分すること。

### 7 その他

(1) 仕様書に明示のない事項または疑義が生じた場合は、発注者と受注者で協議の上決定する。

(2) 本業務にあたり取得した備品・設備品等については、契約終了時に使用価値及び残存価値を有する場合、発注者が所有権を放棄する場合を除き、発注者に所有権が帰属するものとする。

【考慮する目標数値及び目指す効果目標について】

|                           | 考慮する目標数値<br>(アウトプット)                |           | 目指す効果目標<br>(アウトカム)        |            |
|---------------------------|-------------------------------------|-----------|---------------------------|------------|
|                           | 東北の食の体験コンテンツ (DELICIOUS TOHOKU) の認定 | コンテンツ認定件数 | 21件                       | キャンペーン参加者数 |
| キャンペーンの実施                 | キャンペーン開催件数                          | 3回        | キャンペーンによる消費拡大額            | 2,400万円    |
| 認定施設、パンフ、WEB、SNS を通じた情報発信 | 情報発信の件数                             | 150件      | 認定施設、パンフ、WEB、SNS を通じたリーチ数 | 60,000人    |

※ キャンペーン参加者数を集計すること。インバウンド視点も盛り込む場合は外国人参加者数も集計すること。

※ 施設・イベント利用者数、パンフレットの配布数、WEB や SNS のアクセス数を把握すること。